



名古屋経済大学
消費者問題研究所長

田口 義明氏

オープン カレッジ

最近、製造物責任法、いわゆるPL法に関わる事故が相次いでいる。カネボウ化粧品的美白化粧品で肌がまたらに白くなる白斑(はくはん)の症状

が出た問題では被害者が1万5千人を超えた。一部の被害者からは、既に損害賠償を求め、訴えが提起されている。昨年は、小麦加水分解物を含

たぐち よしあき 消費者政策・消費者法、東京大学学部卒。内閣府、国民生活セ

む(旧)茶のしずく石鹸の利
用者が小麦アレルギーを発症
した問題で、1千人を超える
被害者が悠香など3社に対
し、全国各地で損害賠償を求
める集団的な訴訟を提起した。
PL法は、大量生産・大量
消費の仕組みが一般化した現
在の経済社会にあって、製造
物の欠陥により生命、身体、
財産に被害(拡大損害)が生
じた場合、製造業者などは、
その過失の有無に係わらず損
害賠償責任を負うことを規定
している。本法は、1973
年頃より約20年に及ぶ議論の
末、1994年、与野党全会
一致で成立した。PL法の仕
組みは、今日では、わが国に
限らず、米国、EU諸国はも
とより、アジア・太平洋地域

製造物責任法に注目

PL法が施行されて以来約
18年が経過するが、この間、
同法に基づき約200件の訴
訟が提起されている。平均す

19 18年が経過するが、この間、
同法に基づき約200件の訴
訟が提起されている。平均す

課題は立証責任とソフトの欠陥

ると年間10件強であり、法制
定時によく言われた「濫訴の
おそれ」とは程遠い状況にあ
る。全国の消費生活センター
などには製品関連事故に係る
相談が毎年1万件以上寄せら
れ、うちPL法の対象となる
拡大損害が生じた事案は約7
千件に及んでいる。こうした
状況からみると、製品事故の
被害者には訴訟が提起しにく
いいくつかの問題点があるも
のと思われる。

PL法が直面する今日的課
題としては、次の2点を指摘
できよう。第1は、製造物責
任の要件である「欠陥」の存
在や被害との因果関係の立証
の問題である。PL法上、こ
れら要件の立証責任は被害者
側にある。しかし、化粧品に
よる白斑症状や石鹸によるア
レルギー発症などを考える
場合、これら製品のどこに具
体的な欠陥があって、どのよ
うなメカニズムで被害につな
がっているかを消費者側が科
学的に立証することは極めて
困難である。消費者・事業者
間の情報力格差を踏まえ、仙
台高裁平成22年4月22日判決
では、携帯電話の発熱による
低温やけどの事案において、
原告被害者は、通常の用法に
従って使用していたにもかか
らず、身体や財産に被害が生
じたことを立証することで、
一体化された機器の製造業者
が立証責任を負うべきである
として、高度技術が一体化
された電子製品などにおいて
は、ハードとソフトは紙一
重であり、この点は、今後極
めて重要な問題領域となっ
ていく。

PL法が直面する今日的課
題としては、次の2点を指摘
できよう。第1は、製造物責
任の要件である「欠陥」の存
在や被害との因果関係の立証
の問題である。PL法上、こ
れら要件の立証責任は被害者
側にある。しかし、化粧品に
よる白斑症状や石鹸によるア
レルギー発症などを考える
場合、これら製品のどこに具
体的な欠陥があって、どのよ
うなメカニズムで被害につな
がっているかを消費者側が科
学的に立証することは極めて
困難である。消費者・事業者
間の情報力格差を踏まえ、仙
台高裁平成22年4月22日判決
では、携帯電話の発熱による
低温やけどの事案において、
原告被害者は、通常の用法に
従って使用していたにもかか
らず、身体や財産に被害が生
じたことを立証することで、
一体化された機器の製造業者
が立証責任を負うべきである
として、高度技術が一体化
された電子製品などにおいて
は、ハードとソフトは紙一
重であり、この点は、今後極
めて重要な問題領域となっ
ていく。

